

景観形成地域とは

熊本県上益城郡山都町

山都町内の四季や自然、私たちのなりわいが織り成す景観のなかでも、とりわけ特色のあるものは将来に至るまで地域の財産となります。将来の町づくりを考えるうえで、重要性の高い景観を有する区域を景観形成地域とし、大規模行為のほか、次の表に示すような行為にあってはあらかじめ30日前までに町へ届出が必要となります。

※「景観形成地域」内の行為に関する制限は、平成20年4月1日の「山都町景観づくり条例」の施行に伴い、新たに設けるものです。山都町役場生涯学習課で取り扱っています。

届出が必要な行為

行為の種類	届出が必要となる規模
土地の区画形質の変更	・面積が 500 m ² 、かつ、高さが3mを超えるのり面または擁壁を生ずる切土または盛土を伴うもの
木竹の伐採または植栽	・面積が 1,000 m ² を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	・堆積された物件の高さが2m、かつ、堆積の用に供される土地の面積が 500 m ² を超えるもの ・堆積の用に供する土地の使用期間が 90 日を超えるもの（農業または林業目的のものを除く）
自動販売機の新設	・野立てとなる場所での新設（宅地内または家屋もしくは店舗に付属するものを除く）

景観形成地域における届出の流れ

1. 行為の計画



2. 届出書類の提出



3. 町長の助言・指導



4. 届出受理



5. 他の法令に基づく申請等

○行為を計画します。

○事前に町に相談することができます。

○行為に着手する30日前までに、町に届出用紙を提出します。

○届出用紙は山都町役場、教育委員会事務局で配布しています。

○届出の際は、必要な図面と写真を添付してください。

○必要に応じ、町長は助言、指導を行います。

○基準を満たした行為の届出を受理します。

○農地転用許可など、他の法令に基づく申請を進めてください。

景観形成地域となる区域

※通潤橋周辺一帯と白糸台地全域

(大字城原字本丸、二ノ丸、徳前の一部、轟前田の全域、大字長原、田吉、犬飼、新小、白藤、津留の全域、大字牧野のうち白糸台地に係る部分)